

三重県農薬管理指導士認定事業実施要綱

普農第303号
昭和62年3月2日
農林水産商工部長通知

最終改正 令和4年4月27日付け農林水第15-51号

第1 目的

病虫害防除は、農作物の減収防止や品質向上を図り、食料を安定供給するために欠かせない技術である。一方、防除に用いる農薬の安全かつ適正な使用の確保は、国民の健康の保護や生活環境の保全を図るうえで極めて重要である。

このため、農薬販売者、委託により農薬の使用を行う者、ゴルフ場における農薬使用管理責任者並びに農薬使用について指導又は助言を行う立場にある者（以下「農薬取扱者」という。）等に対して、農薬に関する専門的な研修を実施するとともに試験を課し、その合格者を三重県農薬管理指導士に認定することにより、農薬取扱者の資質の向上を図り、もって農薬の安全かつ適正な使用の確保に資することを目的とする。

第2 事業の実施

1 三重県農薬管理指導士の任務

三重県農薬管理指導士は、農薬の適正な使用を推進するため、農薬使用者に対して次に掲げる事項について指導又は助言を行うとともに、自ら農薬を使用する際は次に掲げる事項に留意し適切に取り扱うものとする。

- (1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号) その他農薬に関する法令の遵守
- (2) 農薬の特性を踏まえた適正な使用
- (3) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害防止及び環境の保全
- (4) 農薬使用基準の遵守
- (5) 農薬の適正な保管・管理
- (6) 毒物又は劇物に指定された農薬の適正な取り扱い及び安全使用
- (7) 事故例が多いことなどから特に注意を必要とする農薬の安全使用
- (8) 知事が定めた病虫害、雑草防除指針などに基づいた病虫害・雑草の防除

2 三重県農薬管理指導士の認定等

(1) 三重県農薬管理指導士認定委員会の設置

知事は、第2の2の(2)で定める三重県農薬管理指導士特別研修（以下「特別研修」という。）及び三重県農薬管理指導士一般研修（以下「一般研修」という。）にかかるカリキュラムの策定並びに第2の2の(6)

で定める三重県農薬管理指導士認定試験（以下「認定試験」という。）の結果の審査等を行うため、三重県農薬管理指導士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

なお、認定委員会の運営は、別に定める三重県農薬管理指導士認定委員会設置要領によるものとする。

（２）研修の実施

研修の詳細等については、別に定める三重県農薬管理指導士研修（一般・特別）及び認定試験実施細則（以下、「実施細則」という。）によるものとする。

ア 特別研修

知事は、新たに三重県農薬管理指導士の認定を受けようとする農薬取扱者に対して第２の１の遂行に必要な特別研修を実施する。

イ 一般研修

知事は、三重県農薬管理指導士の再認定を受けようとする者及び第２の４の（２）第２項に該当する者に対して一般研修を実施する。

（３）特別研修の受講資格

次のいずれかに該当する者のうち、満２０歳以上で、概ね２年以上の実務経験があり、三重県内に勤務又は在住する者で、第２の１を遂行しようとする者。

ア 農薬販売者又はその従業員で、現在農薬販売に従事している者。

イ 委託により農薬の使用を行う者又はその従業員で、現在県内において農薬を使用する業務に従事している者。

ウ ゴルフ場における農薬使用管理責任者等。

エ 農薬使用について指導又は助言を行う立場にある者。

オ アからエ以外の者で受講を望む者については、第３に定める三重県農薬管理指導士認定事業推進協議会の審査により受講資格の有無を決定するものとする。

（４）一般研修の受講資格

次のいずれかに該当する者のうち、第２の２の（３）に該当する者で第２の２の（９）に該当しない者。

ア 現在、三重県農薬管理指導士に認定されており、認定期間の最終年度に当たる者。

イ 三重県農薬管理指導士の認定後、認定期間を経過した者。

ウ 第２の４の（２）第２項に該当する者。

（５）研修の受講手続き

特別研修又は一般研修を受講しようとする者は、知事に受講申請書を提出する。なお、申請書の様式は別途定める。

(6) 認定試験の実施

知事は、特別研修の修了者に対して、研修内容の習得の度合いを判定するための認定試験を実施する。認定試験の詳細、合格水準等については、別に定める実施細則によるものとする。

(7) 認定

知事は、認定試験の結果について認定委員会の審査を経た後、合格者を決定し、その合格者を三重県農薬管理指導士に認定する。なお、認定期間は、認定の日から3年を経過した年度の末日までとする。

(8) 再認定

知事は、一般研修を受講し、確認試験に合格した者を三重県農薬管理指導士に再認定する。なお、認定期間は、次のとおりとする。

ア 認定有効期間中に一般研修を受講した者

認定有効期間満了日の翌日から3年を経過した日までとする。

イ 認定失効後に一般研修を受講した者

再認定の日から3年を経過した年度の末日までとする。

(9) 認定の取消し

知事は、三重県農薬管理指導士に認定した者について、農薬取締法に違反する等、三重県農薬管理指導士としてふさわしくない行為があったと認めた場合は、認定委員会の意見を聴して、三重県農薬管理指導士の認定を取り消すことができる。

(10) 認定証の交付、再交付又は返納

ア 認定証の交付

知事は、三重県農薬管理指導士に認定する者に対し、別記様式第1号に定める認定証を交付する。

イ 認定証の再交付

氏名や住所に変更が生じた場合又は認定証を滅失若しくは汚損した者は、別記様式第2号により認定証の再交付を知事に申請するものとする。知事は、当該申請を行った者に対し認定証を再交付する。

なお、勤務先や所属する団体等の名称や所在地に変更があった者は、別記様式第3号により知事に届け出るものとする。

ウ 認定証の返納

三重県農薬管理指導士の認定後に第2の2の(3)の受講資格に該当しなくなった者又は第2の2の(9)の認定の取消しを受けた者は認定証を速やかに知事に返納するものとする。

(11) 認定台帳の整備

知事は、毎年度、三重県農薬管理指導士の認定台帳を作成し、整理、保管する。

3 店頭表示

三重県農薬管理指導士を設置している事業者は、その旨を表示することができるものとする。

4 他の認定等取得者に対する三重県農薬管理指導士の認定

(1) 三重県農薬管理指導士の認定申請

現在、次のいずれかに該当している者のうち、第2の2の(3)の要件を満たす者は、別記様式第4号により三重県農薬管理指導士の認定を申請できるものとする。

ア 他の都道府県が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー等

イ 社団法人緑の安全推進協会が認定する緑の安全管理士

ウ 全国農業協同組合連合会が認定する防除指導員

エ 技術士法に基づく技術士（農業部門(植物保護)）として文部科学大臣の登録を受けた者

(2) 認定

知事は、第2の4の(1)の申請について要件等を確認のうえ、申請者を三重県農薬管理指導士に認定する。なお、認定期間は第2の4の(1)のアからエの認定等の日から3年を経過した年度の末日までとする。

ただし、三重県農薬管理指導士の認定申請日が、第2の4の(1)のアからエの認定等の日から3年を経過した年度の末日を過ぎている場合は、一般研修の受講及び確認試験合格後に認定するものとし、認定期間は、認定の日から3年を経過した年度の末日までとする。

第3 推進体制

1 本事業の円滑な運営を図るため、三重県農薬管理指導士認定事業推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

2 推進協議会の運営は、別に定める三重県農薬管理指導士認定事業推進協議会設置要領によるものとする。

第4 その他

本要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は認定委員会に諮り実施するものとする。

附則 この要綱は、昭和62年 3月 2日から施行する。

附則 この要綱は、平成 2年 1月17日から施行する。

附則 この要綱は、平成 3年 2月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成 4年12月18日から施行する。

附則 この要綱は、平成 6年 6月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成12年 6月 2日から施行する。

附則 この要綱は、平成13年12月17日から施行する。

附則 この要綱は、平成15年 6月13日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年12月15日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年 6月10日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年 6月22日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年 3月19日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年 6月19日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年 5月 8日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年 9月12日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年12月 3日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2年 3月18日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3年 8月19日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4年 4月27日から施行する。